

法人さまおよび個人事業主さまに対する 新たな営業損害賠償等に係るお取り扱い について

平成27年6月26日
東京電力株式会社

I 今後の福島県内の商工業等に係る損害賠償の考え方

1. 前回ご提示案からの変更概要
2. 閣議決定内容の賠償への反映
3. 今後の避難等対象区域内の商工業等に係る損害賠償の考え方
4. 避難等対象区域内の事業者に対する賠償全体像
5. 今後の避難指示区域外の商工業等に係る損害賠償の考え方
6. 避難指示区域外の事業者に対する賠償全体像

I-1. 前回ご提示案からの変更概要

見直しの背景

- ◆ 素案に対しては、関係団体さま・自治体さま・事業者さまから多くのご意見をいただいた。
- ◆ 具体的には、事故後4年が経過してもなお、「1年間分では賠償額は不足」、「将来の見通しがつけられない」、「業種や業態、地域によって被害の程度は異なる」等のご意見をいただいた。
- ◆ また、5月29日には、与党から「東日本大震災 復興加速化のための第5次提言」が示され、6月12日には「『原子力災害からの福島復興の加速に向けて』改訂」が閣議決定され、国からも賠償内容についてご指導をいただいた。

見直し

お取り扱い の見直し

<避難指示区域内>

- ・依然として避難指示が継続しており、現時点では将来の見通しが立たず、自立までに一定の期間が必要
- ・新たに移転後や事業再開までの減収等についても損害として認識
- ・損害の実態と事業者さまの自立に向けた過程を踏まえて賠償額を増額

<避難指示区域外>

- ・風評被害が依然として継続している実態を踏まえ、将来分も含めた相当因果関係の認められる損害に対する賠償額を増額
- ・旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域ならびに南相馬市の一部（以下、旧緊急時避難準備区域等）における被害実態を踏まえ、避難等対象区域外とお取り扱いを区分

I -2. 閣議決定内容の賠償への反映

- 閣議決定された「『原子力災害からの福島復興の加速に向けて』改訂」では、事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組の拡充が示されている。
- 弊社としては、閣議決定および国からのご指導を重く受けとめ、お取り扱いへ反映。

閣議決定内容（平成27年6月12日）

3. 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組を拡充する

平成27年度・28年度の2年間において、特に、集中的に自立支援施策を展開する。これにより、事業・生業の再建、事業者等の自立等を可能とし、原子力災害により生じている損害の解消を図る。

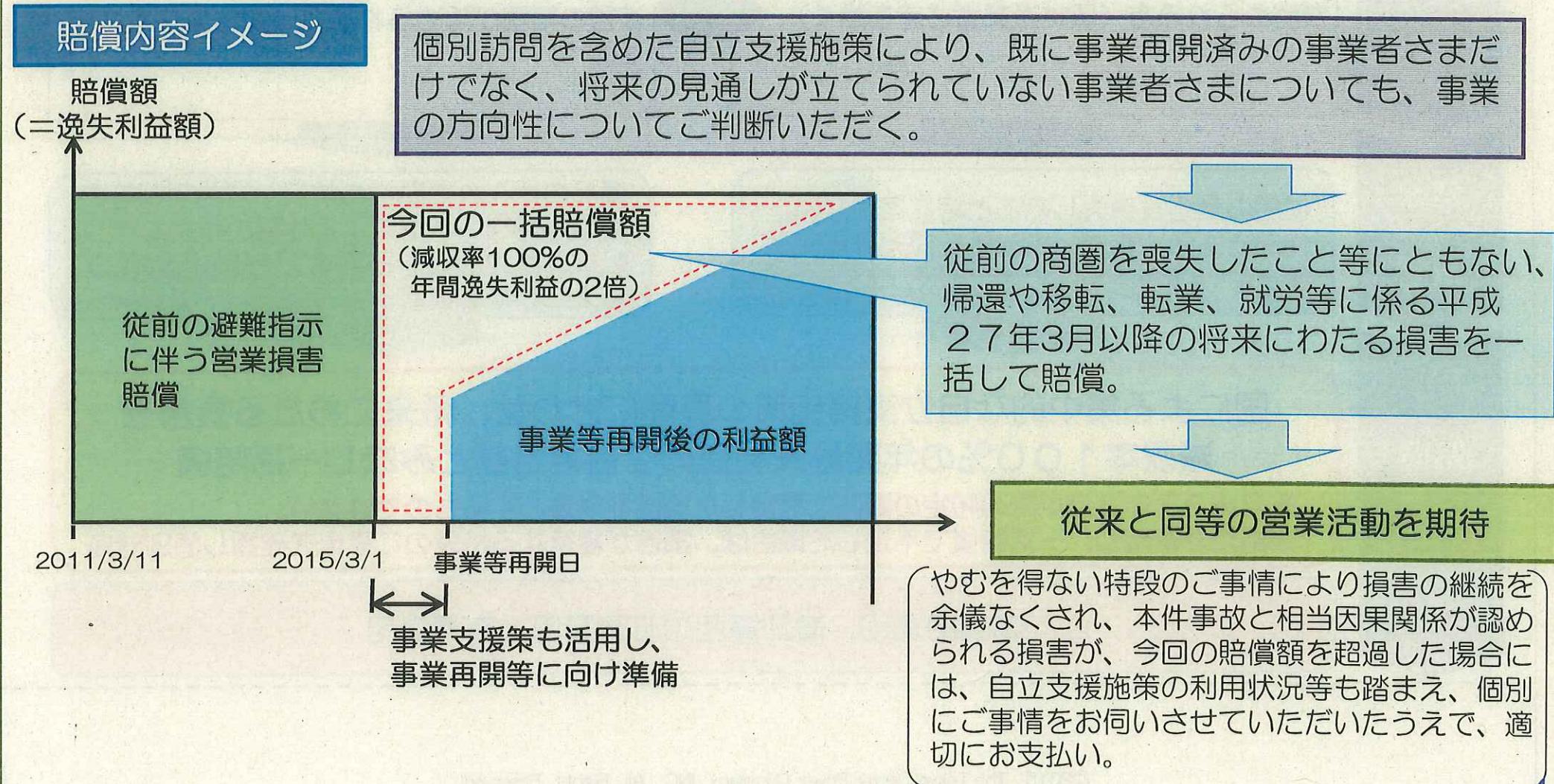
（3）営業損害・風評被害への賠償等に関する対応

特に集中的な自立支援施策の展開を行う2年間において、東京電力が、営業損害・風評被害への賠償について適切な対応や国の支援展開に対する協力をを行うよう、また、その後は、個別の事情を踏まえて適切に対応するよう、国は東京電力に対して指導を行う。

- 当該ご指導等を受け、国が自立支援施策を特に集中的に行う2年間において、個々の事業者さまが自立に向けて将来の目途を立てられるよう、国等とも相談のうえ、将来分の損害を年間逸失利益の2倍相当額とみなして、一括してお支払させていただくお取り扱いを策定。
- これによって、原子力事故災害により生じている損害の解消に要する将来の期間に発生する損害を一括して賠償するとともに、その後の個別事情についても、適切に対応。

I - 3. 今後の避難等対象区域内の商工業等に係る損害賠償の考え方

- 賠償においては、平成27年3月以降の将来にわたる損害を一括して賠償
- 相当因果関係の認められる損害が賠償額を超過し、特段のご事情により損害の継続が余儀なくされた場合は、個別にご事情を確認のうえ、適切にお支払い。



I - 4. 避難等対象区域内の事業者に対する賠償全体像

対象となる方

避難指示区域内で事業を営んでいた事業者さまのうち、避難指示等にともない、平成27年3月以降も本件事故による被害の継続が認められる方（農林漁業者さまを除く）

または

旧緊急時避難準備区域等で事業を営んでいた事業者さまのうち、休業の継続を余儀なくされ、平成27年3月以降も本件事故による被害の継続が認められる方（農林漁業者さまを除く）

対象となる損害

従前の商圈を喪失したこと等にともない、帰還や移転、転業、就労等に係る平成27年3月以降の将来にわたる損害

商品の仕入れや顧客の状況、法的規制等のやむを得ない事情による休業の継続に伴う、転業、就労等に係る平成27年3月以降の将来にわたる損害

賠償内容

国による集中的な自立支援施策の展開に合わせ、**将来にわたる損害を減収率100%の年間逸失利益の2倍相当額とみなし一括賠償**

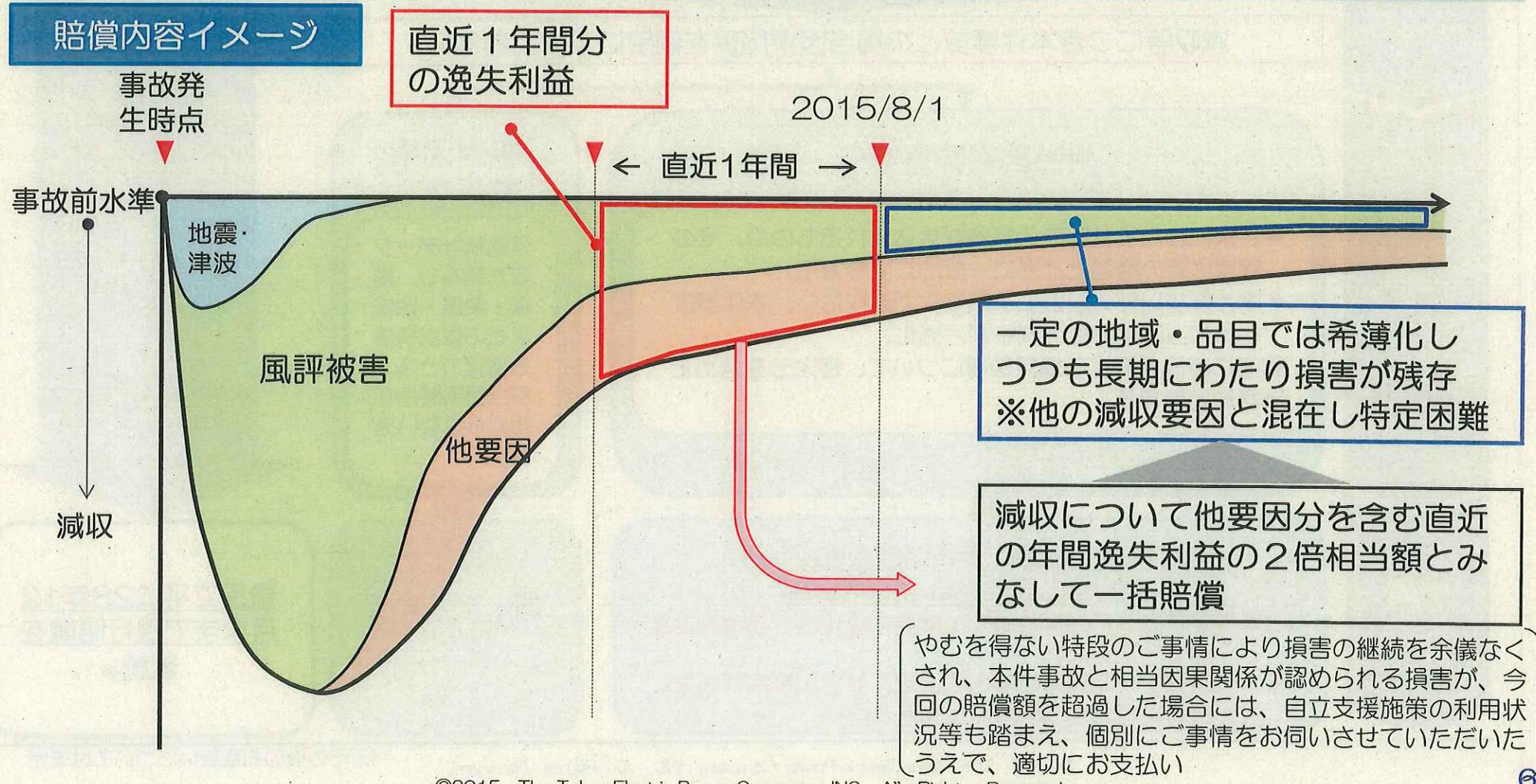
※平成27年3月以降の特定の期間に限定した損害を対象とするものではない。

※減収が継続し、一括賠償で不足した場合は、損害が継続する特段のご事情を確認し個別対応

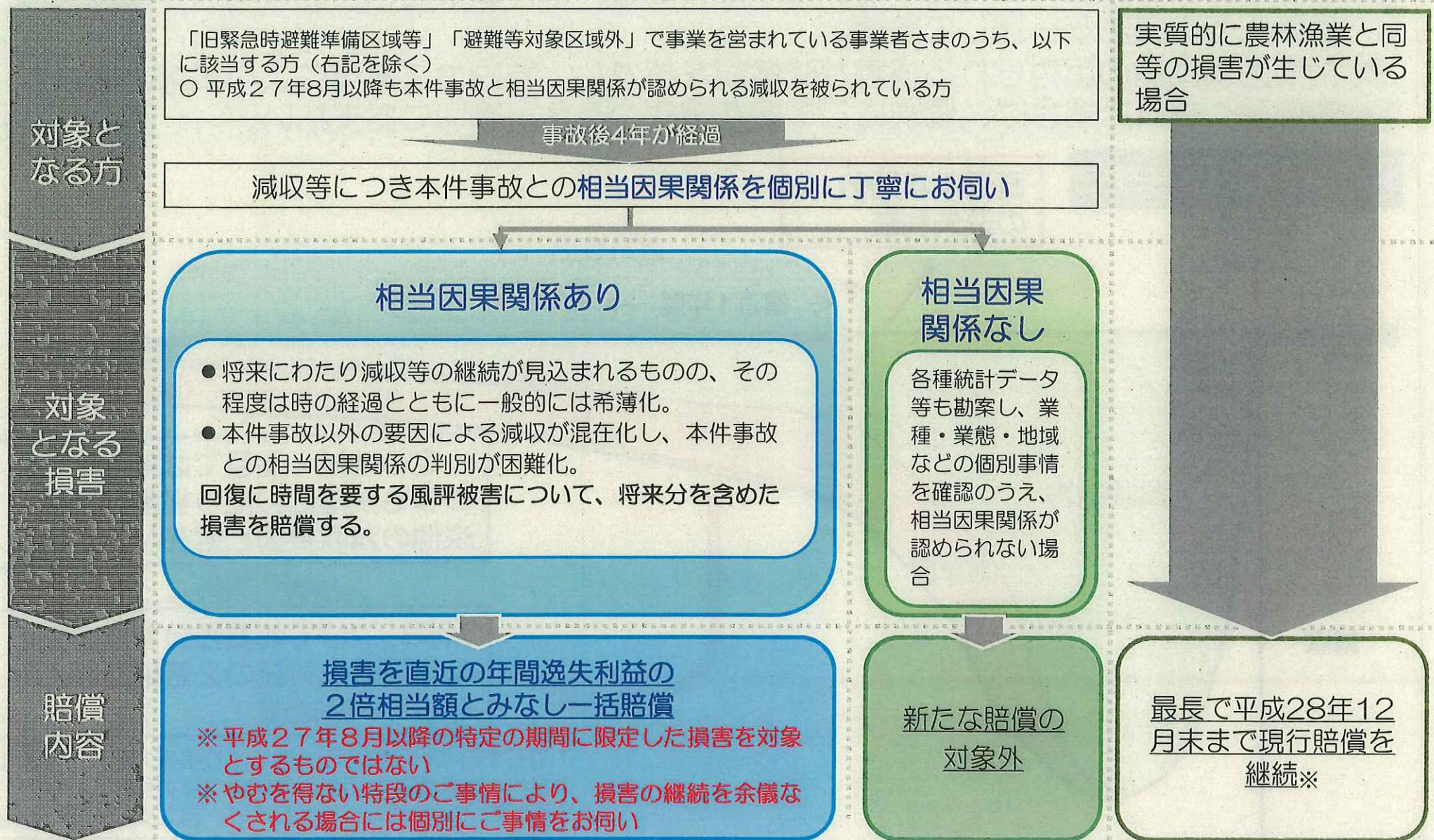
追加的費用、償却資産の修復費用・廃棄費用

I-5. 今後の避難等対象区域外の商工業等に係る損害賠償の考え方

- 賠償方針の切替以降に発生する、将来にわたる、本件事故と相当因果関係が認められる減収等の損害を一括して賠償。
- 相当因果関係の認められる損害が賠償額を超過し、特段のご事情により損害の継続が余儀なくされた場合は、個別にご事情を確認のうえ、適切にお支払い。



I-6. 避難指示区域外の事業者に対する賠償全体像



II 今後の福島県内の商工業等に係る賠償内容

1. 今後の避難指示区域内の商工業等に係る賠償内容

<避難指示区域内>

II-1-1. 対象となる方および対象となる損害

- 従前事業の商圈の喪失や毀損だけでなく、移転後や事業再開までの減収等、将来にわたる損害を一括して賠償させていただきます。

対象となる方

- 以下の①および②のいずれにも該当する事業者さま（農林漁業者さまを除く）。
① 本件事故発生時に、避難指示区域内で事業を営まれていた事業者さま
② 避難指示等に伴い、平成27年3月以降も本件事故による被害の継続が認められる事業者さま

※ 賠償にあたっては、現在の状況や将来の事業の見通しについて確認させていただいたうえで賠償。
※ 個人事業主さまについては商圈の喪失等による損害の継続を推認し賠償対象とさせていただく。
※ 中小法人さまは、損害の継続の有無について、顧客の分布状況や事業形態等に係るご事情を個別に確認し、商圈喪失等による損害の有無を確認したうえで、判断させていただく。大法人さまについては、本件事故による被害の継続を個別に確認する。

対象となる損害

- 従前事業の商圈を喪失したこと等にともない、帰還や移転、転業、就労等に係る平成27年3月以降の将来にわたる損害（政府による避難指示や風評被害等により事業に支障が生じたことによる逸失利益等、将来減収として顕在化する損害を含む。）

※ 賠償対象となる損害には、将来減収として顕在化するのれんの価値の毀損や喪失による損害等も含む

- 本件事故にともない支出を余儀なくされた追加的費用

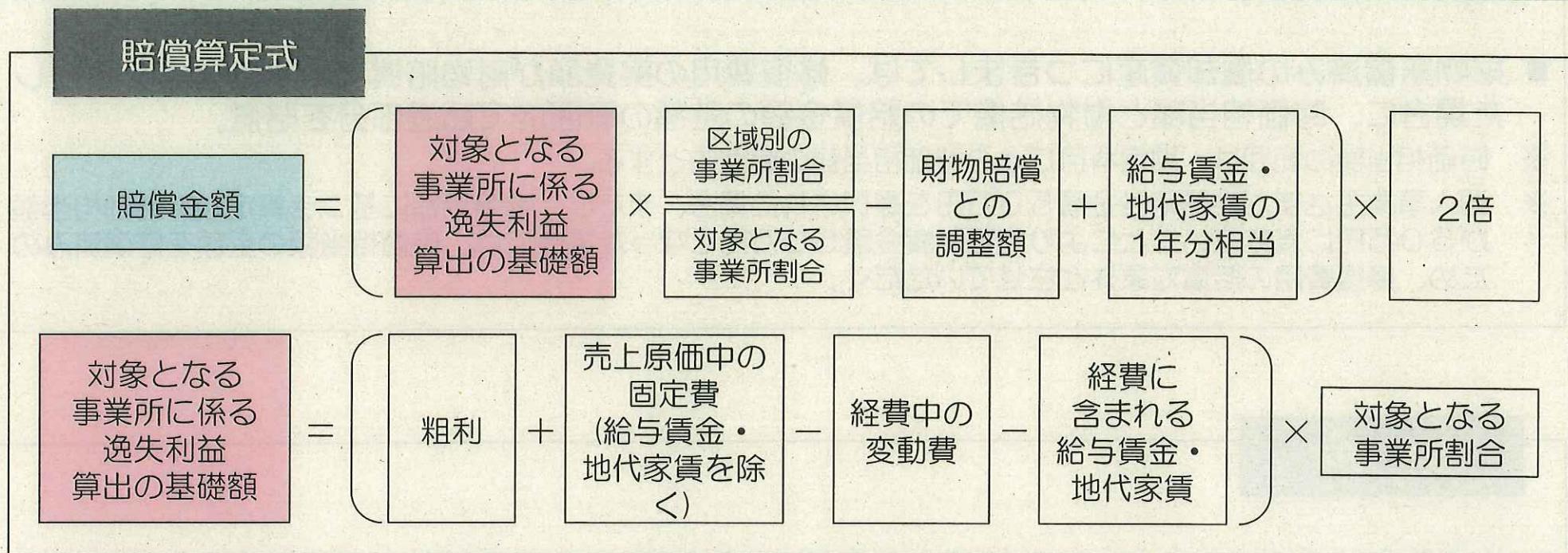
※ 本件事故に起因して負担した追加的費用のうち、必要かつ合理的な範囲を賠償

- 事業用資産に係る修復費用と廃棄費用（詳細は II-1-3. 参照）

※ やむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、本件事故と相当因果関係が認められる損害が、今回の賠償額を超過した場合には、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、個別にご事情をお伺いさせていただいたうえで、適切にお支払い。

II-1-2. 賠償内容

- 平成27年3月以降の将来にわたる損害につきましては、減収率100%の年間逸失利益の2倍を賠償させていただきます。
- 逸失利益の算定基礎額は、給与賃金・地代家賃の負担状況を加味し、原則として直近請求時の算定基礎額を用いて算定させていただきます。



- ※ 逸失利益算定基礎額は、原則として直近請求時の算定基礎額を用いる。（包括請求を選択していた事業者さまは包括請求時点、従来請求を選択していた事業者さまは賠償対象期間に平成27年2月末を含む請求時点）
- ※ 給与賃金・地代家賃については、原則として包括請求を選択していた事業者さまは包括請求時点、従来請求を選択していた事業者さまは賠償対象期間に平成27年2月末を含む請求時点で支出した金額を基礎とする。

II-1-3. 償却資産の修復費用、廃棄費用

- 償却資産の修復費用ならびに廃棄費用についても、必要かつ合理的な範囲内で賠償させていただきます。

修復費用

- 財物賠償済みの償却資産につきましては、修復費用の実費額が財物賠償での賠償金額を超過した場合に、時価相当額と財物賠償での賠償金額の差額の範囲内で超過部分を賠償。
 - ※ 時価相当額の範囲は、勘定科目ごとの時価相当額の範囲内とする。
 - ※ 個人事業主さまが定額賠償金額50万円を選択された場合、または、帳簿価額に基づき算定した時価相当額が50万円に満たないことにより定額賠償金額50万円となった場合には、時価相当額の全額を賠償済みのため、修復費用の賠償対象外とさせていただく。

廃棄費用

- 廃棄費用につきましては、財物賠償の対象資産が修復できない場合に、ご負担された実費のうち、必要かつ合理的な範囲を賠償。
 - ※ 修復ができず解体、廃棄した資産については、全損またはそれに準ずる状態であるため、廃棄費用のほか、時価相当額と償却資産の賠償金額との差額をあわせて賠償させていただく。
 - ※ 建物については、建替えを余儀なくされた場合に解体費用を賠償させていただく。

II 今後の福島県内の商工業等に係る賠償内容

2. 今後の旧緊急時避難準備区域等の商工業等に係る賠償内容

II-2-1. 対象となる方

- 旧緊急時避難準備区域等において、休業の継続を余儀なくされ本件事故による被害の継続が認められる事業者さま、または本件事故と相当因果関係が認められる減収を被られた事業者さまを賠償対象とさせていただきます。

対象となる方

- 以下のいずれかに該当する事業者さま（農林漁業者さまを除く）。
 - ① 旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域ならびに南相馬市の一部（以下、旧緊急時避難準備区域等）で事業を営んでいた事業者さまのうち、休業の継続を余儀なくされ、かつ平成27年3月以降も本件事故による被害の継続が認められる事業者さま。
 - ② 平成27年8月以降、旧緊急時避難準備区域等で事業を営んでいた事業者さまのうち、本件事故と相当因果関係が認められる減収を被られた事業者さま。

- ※ 相当因果関係の確認にあたっては、事業実態や統計データ等を踏まえながら、賠償の可否を含め適切にお取り扱いを判断させていただく。
- ※ 個別事情の確認に際しては、お申し出内容を確認できる証明書類等をご提出いただく。なお、証明書類等の提出が困難な場合においても、事業内容等を丁寧にお伺いし、お申し出内容を確認させていただく。
- ※ 加工流通業、製造業、サービス業等を営まれている事業者さままで、実質的に農林漁業と同等の損害が生じている場合は、個別にご事情を確認させていただいた上で、最長で平成28年12月末（避難指示区域における農林業に係る営業損害の賠償対象期間）まで現行の賠償を継続させていただく。

<旧緊急時避難準備区域等>

II-2-2. 休業の継続を余儀なくされた方

- 平成27年3月以降の将来にわたる損害につきましては、減収率100%の年間逸失利益の2倍を賠償させていただきます。

対象となる損害

- 従前事業の商圈を喪失したこと等にともない、転業や就労等に係る平成27年3月以降の将来にわたる損害（政府による避難指示等により事業に支障が生じたことによる逸失利益等、将来減収として顕在化する損害を含む）
- 本件事故にともない支出を余儀なくされた追加的費用

※ やむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、本件事故と相当因果関係が認められる損害が、今回の賠償額を超過した場合には、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、個別にご事情をお伺いさせていただいたうえで、適切にお支払い。

賠償算定式

賠償金額

$$= \left(\begin{array}{c} \text{対象となる} \\ \text{事業所に係る} \\ \text{逸失利益} \\ \text{算出の基礎額} \end{array} \right) \times \frac{\text{区域別の} \\ \text{事業所割合}}{\left(\begin{array}{c} \text{対象となる} \\ \text{事業所割合} \end{array} \right)} + \left(\begin{array}{c} \text{給与賃金・} \\ \text{地代家賃の} \\ \text{1年分相当} \end{array} \right) \times 2\text{倍}$$

対象となる
事業所に係る
逸失利益
算出の基礎額

$$= \left(\begin{array}{c} \text{粗利} \\ + \end{array} \right) \left(\begin{array}{c} \text{売上原価中の固} \\ \text{定費} \\ (\text{給与賃金・地} \\ \text{代家賃を除く}) \\ - \end{array} \right) \left(\begin{array}{c} \text{経費中の} \\ \text{変動費} \\ - \end{array} \right) \left(\begin{array}{c} \text{経費に} \\ \text{含まれる} \\ \text{給与賃金・} \\ \text{地代家賃} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{対象となる} \\ \text{事業所割合} \end{array} \right)$$

※ 逸失利益算出の基礎額の算定にあたっては、原則として直近請求時の算定基礎額を用いる。（包括請求を選択していた事業者さまは包括請求時点、従来請求を選択していた事業者さまは賠償対象期間に平成27年2月末を含む請求時点）

※ 給与賃金・地代家賃については、原則として包括請求を選択していた事業者さまは包括請求時点、従来請求を選択していた事業者さまは賠償対象期間に平成27年2月末を含む請求時点で支出した金額を基礎とする。

II-2-3. 本件事故と相当因果関係の認められる減収を被られた方

- 平成27年8月以降の将来にわたる本件事故と相当因果関係が認められる減収相当分につきましては、直近の減収にもとづく年間逸失利益の2倍を賠償させていただきます。

対象となる損害

- 平成27年8月以降の本件事故と相当因果関係が認められる減収相当分（本件事故と相当因果関係が認められる事由により生じた逸失利益等、将来減収として顕在化する損害を含む）
- 本件事故にともない支出を余儀なくされた追加的費用

※ やむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、本件事故と相当因果関係が認められる損害が、今回の賠償額を超過した場合には、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、個別にご事情をお伺いさせていただいたうえで、適切にお支払い。

賠償算定式

$$\text{賠償金額} = \text{減収等(将来分)} + \text{追加的費用}$$

$$\text{減収等(将来分)} = \text{基準年度売上高} \times \text{貢献利益率} \times \text{直近1年間の減収率} \times 2\text{倍}$$

II 今後の福島県内の商工業等に係る賠償内容

3. 今後の避難等対象区域外の商工業等に係る賠償内容

II - 3 - 1. 対象となる方

- 風評被害が依然として継続している実態をふまえ、本件事故と相当因果関係が認められる減収を被られた事業者さまを賠償対象とさせていただきます。

対象となる方

- 平成27年8月以降、避難等対象区域外で事業を営まれていた事業者さまのうち、本件事故と相当因果関係が認められる減収を被られた事業者さま。

- ※ 相当因果関係の確認にあたっては、事業実態や統計データ等を踏まえながら、賠償の可否を含め適切にお取り扱いを判断させていただく。
- ※ 個別事情の確認に際しては、お申し出内容を確認できる証明書類等をご提出いただく。なお、証明書類等の提出が困難な場合においても、事業内容等を丁寧にお伺いし、お申し出内容を確認させていただく。
- ※ 加工流通業、製造業、サービス業等を営まれている事業者さまで、実質的に農林漁業と同等の損害が生じている場合は、個別にご事情を確認させていただいた上で、最長で平成28年12月末（避難指示区域における農林業に係る営業損害の賠償対象期間）まで現行の賠償を継続させていただく。

II-3-2. 対象となる損害および賠償方法等

- 平成27年8月以降の将来にわたる本件事故と相当因果関係が認められる減収相当分につきましては、直近の減収にもとづく年間逸失利益の2倍を賠償させていただきます。

対象となる損害

- 平成27年8月以降の風評被害等本件事故と相当因果関係が認められる減収相当分（本件事故と相当因果関係が認められる事由により生じた逸失利益等、将来減収として顕在化する損害を含む）
- 本件事故に伴い支出を余儀なくされた追加的費用

※ やむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、本件事故と相当因果関係が認められる損害が、今回の賠償額を超過した場合には、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、個別にご事情をお伺いさせていただいたうえで、適切にお支払い。

賠償算定式

$$\text{賠償金額} = \text{風評被害(将来分)} + \text{追加的費用}$$

$$\text{風評被害(将来分)} = \text{基準年度売上高} \times \text{貢献利益率} \times \text{直近1年間の減収率} \times 2\text{倍}$$

＜参考＞営業損害の終期に関する中間指針の記載

東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する
中間指針（平成23年8月5日）

営業損害の終期は、基本的には対象者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日とすることが合理的であるが、本件事故により生じた減収分がある期間を含め、どの時期までを賠償の対象とするかについては、現時点で全てを示すことは困難であるため、改めて検討することとする。但し、その検討に当たっては、一般的には事業拠点の移転や転業等の可能性があることから、賠償対象となるべき期間には一定の限度があることや、早期に転業する等特別の努力を行った者が存在することに、留意する必要がある。

同 第二次追補（平成24年3月16日）

具体的な終期の判断に当たっては、①基本的には被害者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であること、②一方、被害者の側においても、本件事故による損害を可能な限り回避し又は減少させる措置を執ることが期待されており、一般的には事業拠点の移転や転業等の可能性があると考えられること等を考慮するものとする。また、例えば公共用地の取得に伴う損失補償基準等を当該判断の参考にすることも考えられるが、その場合には、本件事故には、突然かつ広範囲に被害が生じた上、避難した者が避難指示解除後に帰還すること等、土地収用等と異なる特殊性があることにも留意する必要がある。

同 第四次追補（平成25年12月26日）

営業損害及び就労不能損害の終期は、中間指針及び第二次追補で示したとおり、避難指示の解除、同解除後相当期間の経過、避難指示の対象区域への帰還等によって到来するものではなく、その判断に当たって基本的には被害者が従来と同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であり、避難指解除後の帰還により損害が継続又は発生した場合には、それらの損害も賠償の対象となると考えられる。

被害者が移住等の先を決めるに当たっては、営業や就労に関する条件が大きな判断要素となると考えられ、移住等の場合、移住等の先において営業又は就労を行うことが期待されるほか、移住等を要しない場合であっても、避難先において営業又は就労の再開に向けた努力が期待されると考えられる。これまで必ずしも将来の生活に見通しをつけることができず、営業又は就労を再開していなかった者も、移住等の先又は避難先において、営業又は就労の再開に向けた努力が期待される。